

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

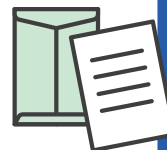
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

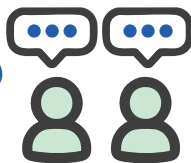


もし被害にあったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 秋田財務事務所 理財課
平日(祝日、年末年始を除く) 8時30分から12時、13時から16時30分 018-862-4196

秋田県生活センター
平日:9:00~17:00(年末年始を除く) 018-835-0999

消費者ホットライン
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。 188

(公財)日本クレジットカウンセリング協会
平日:10:00~12:40 14:00~16:40(年末年始を除く) 0570-031640

法テラス・サポートダイヤル
平日:9:00~21:00 土:9:00~17:00 0570-078374

秋田弁護士会 サラ金・クレジット相談センター ※初回相談無料
※電話で受付・面談により相談。
平日:9:30~16:30(お盆・年末年始等を除く) 018-896-5599

秋田県司法書士会
平日:9:00~17:00(年末年始を除く) 018-824-0055
予約受付専用電話 相談日は、予約の際にご案内します。

事業者向け相談窓口

東北財務局 秋田財務事務所 理財課
平日(祝日、年末年始を除く) 8時30分から12時、13時から16時30分 018-862-4196

秋田県信用保証協会
平日:9:00~17:10(年末年始を除く) 018-863-9011

商工会議所 平日:9:00~17:00(年末年始を除く)			
大館	0186-43-3111	能代	0185-52-6341
秋田	018-866-6677	大曲	0187-62-1262
横手	0182-32-1170	湯沢	0183-73-6111

法テラス・サポートダイヤル
平日:9:00~21:00 土:9:00~17:00 0570-078374

秋田県商工会連合会 平日:9:00~17:00(年末年始を除く)	
中央部拠点	018-863-8495
北部拠点	0186-67-8160
南部拠点	0182-23-7020

日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル
※電話で受付、面談による相談
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。
平日:10:00~12:00 13:00~16:00 0570-001-240

秋田県司法書士会
平日:9:00~17:00(年末年始を除く) 018-824-0055
予約受付専用電話 相談日は、予約の際にご案内します。

市区町村の相談窓口

秋田市	市民相談センター 消費生活担当	018-888-5648
能代市	能代市消費生活センター	0185-89-2939
横手市	横手市消費生活センター	0182-32-2919
大館市	大館市消費生活センター	0186-43-7045
男鹿市	男鹿市消費生活センター	0185-24-9111
湯沢市	湯沢市消費生活センター	0183-72-0874
鹿角市	鹿角市消費生活センター	0186-30-0258
由利本荘市	由利本荘市消費生活センター	0184-24-6251
潟上市	潟上市消費生活センター	018-853-5370
大仙市	大仙市消費生活センター	0187-63-1136
北秋田市	北秋田市消費生活センター	0186-62-6628
にかほ市	にかほ市消費生活センター	0184-32-3043
仙北市	仙北市消費生活センター	0187-43-3313
小坂町	観光産業課観光商工班	0186-29-3908
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222
藤里町	町民課町民福祉係	0185-79-2113
三種町	商工観光交流課商工係	0185-85-4830
八峰町	商工観光課商工係	0185-76-4605
五城目町	住民生活課住民生活係	018-852-5112
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806
井川町	町民生活課住民生活班	018-874-4416
大潟村	生活環境課生活班	0185-45-2115
美郷町	住民生活課環境安全班	0187-84-4903
羽後町	町民生活課生活環境班	0183-62-2111
東成瀬村	産業振興課	0182-47-3407

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。

金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>

